

2021年12月17日

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 戴 正 呉
(コード番号 6753)
問 合 せ 先 会 長 室 広 報 担 当 吉 田 敦
(TEL:050-5213-6795)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、当社が Foxconn Interconnect Technology Singapore Pte. Ltd. (以下、「FIT」といいます。)に対し、当社の子会社であるカンタツ株式会社 (以下、「カンタツ社」といいます。) の株式を譲渡したことに関連して、FIT から訴訟の提起を受けておりましたが、本日、12月17日、合意により解決いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訴訟の提起から解決に至るまでの経緯

2019年11月、当社は、FIT に対してカンタツ株式の一部を譲渡しました。当該譲渡に関して、2021年3月、FIT は、適切な情報が提供されていなかったこと等による誤認に基づき取引を行った等を主張して、当社に対して、譲渡代金等の支払を請求しました。2021年8月3日には、FIT が本件に関して東京地方裁判所に対して提訴しましたが、並行して両社間で協議を続けてまいりました結果、当社が24百万USDを支払うこと等を内容とする合意に至りました。

2. 和解の相手方の概要

(1)	氏 名	Foxconn Interconnect Technology Singapore Pte. Ltd.
(2)	住 所	54 GENTING LANE#03-05, RUBY LAND COMPLEX, SINGAPORE
(3)	代表者の氏名	YANG, Tsung-Han

3. 合意の内容

当社が上記原告に対し、本件の和解金として24百万USドル(2,740百万千円。1USドル=114.17円(2021年12月16日現在)で換算)を支払い、原告が当社に対するその余の請求を放棄して、訴訟を取り下げることを内容としております。

4. 今後の見通し

なお、本件和解金が2022年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

原告は、当社の親会社である鴻海精密工業が間接的に72.61%を出資しており(注1)、当社から原告への本件和解金は支配株主との取引等に該当します。

当社が2021年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

- ・支配株主との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行う。
- ・当該取引等を開始する前に、会社法等関係諸法令に基づき、利益相反や利害関係の有無等を勘案した適正な手続により、取引等を行うかを決定する。なお、その決定については、必要に応じて、構成員の過半数を独立社外取締役が占める特別委員会において取引の必要性・合理性・妥当性につき審議を行う。

本件和解は上記の関連当事者取引に該当するため、合意に先立ち構成員の過半数を独立社外取締役とする特別委員会において必要性・妥当性・合理性を欠くものではないことを確認しております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

上記のとおり、当社は、特別委員会において、関連当事者取引として必要性・妥当性・合理性を欠くものではないことを確認しております。また、本件を合意により解決することは不合理ではない旨の弁護士意見を得ております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記特別委員会において訴訟の内容、合意による解決の必要性等を説明し、訴訟の見通しが定かではなく、結果によってはさらに多額の負担が生じる可能性があること等に鑑みると、和解を選択した執行機関の判断について必要性、合理性、相当性を欠くものではなく、本件合意は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

注1 鴻海精密工業股份有限公司が当社の親会社に該当することその他本書面における関係会社・関連当事者に関する判断（原告に対して鴻海精密工業股份有限公司が間接的に72.61%を出資していることを含む）は、日本の法令・会計基準に照らして当社が認識する事実に基づき行ったものです。
日本以外の法令あるいは会計基準に基づく判断を行ったものではありません。

以 上